

議案第120号

松阪市手数料条例の一部改正について

松阪市手数料条例（平成17年松阪市条例第112号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月4日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市手数料条例の一部を改正する条例

松阪市手数料条例（平成17年松阪市条例第112号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表第13号中「まつさか市民カード（印鑑登録カード）」を「印鑑登録カード」に改め、同表第15号及び第17号中「及び戸籍の附票」を「、除票、戸籍の附票及び戸籍の附票の除票」に改め、同表中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第40号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。